

## IX 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

目次

第1章 始めに

第2章 各段階における対応

1. 関係機関の基本的役割
2. 未発生期における対応
3. 海外発生期における対応
4. 県内発生早期から県内感染期（感染拡大期）までにおける対応
5. 県内感染期（まん延期）における対応

### 第1章 始めに

新型インフルエンザの感染による死亡者は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第30条第3項においては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）第3条に規定する24時間以内に埋火葬することを禁止する規定の特例として、新型インフルエンザによって死亡した者（感染死亡者）については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

新型インフルエンザによる死亡者数が火葬場の通常の火葬能力を超えた場合、公衆衛生の観点からも火葬できない遺体の一時保存の対策が問題となる。さらに感染者以外の遺体の火葬についても円滑に実施する必要がある。遺体による感染の拡大防止のため火葬を速やかに実施できるよう埋火葬が円滑に実施できるよう平時より準備を進めるものである。

## 第2章 各段階における対応

### 1. 関係機関の基本的役割

本市は、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うと同時に火葬場経営者である。感染死亡者の火葬については、感染症法により24時間以内の埋火葬の特例が認められていることから、火葬場への遺体搬入後は感染死亡者以外の火葬に配慮しながら速やかに実施することとする。

さらに県内感染期（まん延期）においては、火葬業務体制の見直しを行うことにより円滑かつ効率的な火葬業務を行うこととする。また、火葬場の火葬能力を超える死亡者が発生することも考えられるため、調整の下、他市町村と相互に連携し、効率的な遺体の火葬に努めるものとする。

※本市が経営する火葬場の概要

名称	盛岡市斎場やすらぎの丘
所在地	盛岡市三ッ割字寺山46番地4
火葬設備	火葬炉9基 / 胞衣炉1基
最大火葬件数	24件/日

〔医療機関〕

医療機関は、遺体が新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある場合、プライバシーの保護にも十分配慮した上で、感染拡大防止の観点から、葬祭事業者などの遺体の搬送作業を行う者（以下「遺体搬送者」という。）及び火葬場にその旨伝わるよう留意するものとする。

〔遺体搬送者〕

遺体搬送者は、県内感染期（まん延期）においては火葬場の火葬能力を超える死亡者がでることも考えられるため、県及び市が行う調整の下、他市町村と連携し、効率的な遺体の搬送に努めるものとする。

### 2. 未発生期の対応

#### （1）火葬体制の整備

市は、調査の結果を踏まえ、県内感染期（まん延期）に備えた火葬体制の整備を行うとともに、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等（以下「个人防护具」という。）、新型インフルエンザが全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするために必要となる柩又はこれに代わる板等の消耗品等（以下「火葬用物資」という。）

## IX 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

の備蓄を促進するための方策について検討する。

### (2) 県の調査等への協力

市は、臨時遺体安置所の状況や火葬能力に係る調査、火葬業務経験者等のリスト化など、埋火葬の円滑な実施を図るために県が行う調査等に協力する。

### (3) 火葬の適切な実施に係る調整

市は、火葬の適切な実施ができるよう関係各課において調整を行うものとする。

また、火葬体制の確保に関する連携について、葬祭事業者等関係機関に対し依頼する。その際、流行時を想定した遺体搬送や一時保存に関する対応方法について周知する。

さらに、納入業者の把握など个人防护具及び火葬用物資の流通状況等を踏まえ、備蓄体制を検討する。

## 3. 海外発生期における対応

市は、新型インフルエンザが全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、流行が予想される季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。

また、遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の備蓄を促進するための方策について検討する。

併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

さらに県の要請等に基づき、火葬場における使用燃料の確保に努めるとともに、个人防护具及び火葬用物資の備蓄を進める。

## 4. 県内発生早期から県内感染期（感染拡大期）までにおける対応

市は、个人防护具及び火葬用物資の確保を図るとともに、遺体搬送者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるとともに、医療機関及び遺体搬送者が非透過性納体袋を円滑に確保できるよう所要の措置を講じる。

また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

なお、遺体の搬送や火葬に際し、遺体と接触することとなる者は、次の感染防止策を講ずるよう留意する。

●搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項

1) 遺体との接触等について

- ・遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封するとともに、極力密閉した状態で火葬するよう、遺族等の理解を得るものとする。
- ・また、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えない。
- ・他方、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にあつては、必ず手袋を着用し、血液・体液・分泌物（汗を除く。）・排泄物などが飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）、ガウン等の个人防护具を使用するものとする。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行う。
- ・火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接接触れることを希望する場合には、遺族等に手袋等を着用させる。

2) 消毒措置について

- ・一時的に密閉状態が解かれた場合など、消毒を行う必要が生じた場合は次のとおり消毒措置を行う。

[消毒に用いる薬品]

消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度 200～1,000ppm）、70v/v% イソプロパノール等

[消毒法]

消毒薬を当該箇所全面に湿潤させた後に、擦らず、吸い取る方法が望ましい。消毒剤の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨しない。また、可燃性のある消毒薬を使用する場合には火気のある場所で行わない。

3) 手指衛生について

- ・感染予防のため、遺体に無防備な状態で接触あるいは消毒措置を講じた際等には、手袋をする前と外した後に流水・石鹸による手洗い、又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施する。

5. 県内感染期（まん延期）における対応

(1) 臨時遺体安置所の確保等

## IX 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

市は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、臨時遺体安置所を直ちに確保する。

遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えないため、通常の葬祭場に安置することは差し支えないが安置場の確保が困難場場合において、市の施設を原則使用することとする。

併せて、臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、非透過性納体袋等の物資や、必要となる人員が円滑に確保できるよう所要の措置を講じる。

また、遺体安置所等における遺体の保存及びその搬送に当たっては、可能な限り、新型インフルエンザに感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。

なお、明らかにインフルエンザ以外の原因で死亡した遺体以外は、インフルエンザによる死亡であることを前提に管理することとする。

### (2) 埋葬の活用等

臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。

さらに、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮するものとする。その際、市長は、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討するものとする。

### (3) 公衆衛生上の問題が生じる恐れがある場合

火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合には、その対応について、速やかに県と協議する。